

ワンネット通信

2023年2月25日(土)

認定NPO法人
ワンストップリーガルネット



第111号
発行責任者 中村 誠治
電話 080-3962-7126
FAX 0942-80-6337
E-mail
onenet@onestop-legalnet.org

トラ退治法!?

司法書士 森山倫旭

法律の名称には正式な題名のほかにも通称、略称といったものがあります。例えば、令和5年4月27日から施行される「相続土地国庫帰属法」(相続又は遺贈などによって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度について定めた法律です)ですが、これも正式には「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」といいます。

法律を立案する法制局によると、法律の題名のつけ方については「～法の一部を改正する法律」といった定型化されているもの以外、特に明確なルールはないものの、法律の内容を簡潔かつ的確に示すことが求められているらしく、ときには「簡潔性」と「的確性」という両立しにくい2つの要請の下で頭を悩ませることもあるようです。

しかし、そのように苦労して付けた題名も、報道などにおいてはほとんど通称や略称で呼ばれており、その中のひとつに「トラ退治法」という略称で呼ばれる法律があります。

この法律の正式な題名は「酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」といい、酩酊者のことを俗に「トラ」と呼ぶことからこの略称がつけられたようです。もちろんプロ野球の某球団とは無関係です。

ちなみに、「酔っぱらい防止法」「酩酊防止法」という略称もあります。

「酒に酔っている者の行為を規制し、または救護を要する酩酊者を保護する等の措置を講ずることによつて、過度の飲酒が個人的および社会的に及ぼす害悪を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」この法律は1961年に制定され、その第2条には「すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。」と定められています。

「拘留又は料料」(第 4 条)「一万円以下の罰金」(第 5 条)という罰則規定も存在し、過去には、旅客機内で酒に酔って騒いだとして書類送検されたり、酒に酔ってコンビニ店内で暴れ、警察官の退店指示に従わなかったとして現行犯逮捕されたケースもありますので、お酒の飲み過ぎにはくれぐれも注意が必要です。

■令和 5 年 2 月の「暮らしの無料相談会」報告

開催日 令和 5 年 2 月 8 日 (水)
 場所 市民活動センターみんくる
 受付担当 平野会員、太田会員、橋口会員
 参加相談員 西江公証人と 17 人のワンネット会員 (有馬 大内田 太田 塩澄 杉野直志 寺田 豊福 中村圭一 野田 橋口 平野 松枝 松本 三角 森 森山 顧 ※敬称略)
 相談件数 23 件 相談者数 22 名 継続案件 0 件
 相談内容 遺言相続 10 件、不動産 3 件、税 7 件、その他 3 件 (自治会内のトラブル、離婚、医療費過払い)

令和 5 年 3 月の「暮らしの無料相談会」について

開催予定日 令和 5 年 3 月 8 日 (水)
 受付担当 原会員、田端会員

■令和 5 年 2 月の公証業務相談

令和 5 年 2 月 15 日午後 1 時 00 分より、久留米公証役場の福嶋齊公証人と森山会員が久留米市役所 6 階にて公証業務相談を行いました。相談件数は 2 件でした。

次回の「公証業務相談」開催予定日 令和 5 年 3 月 15 日 (水)
 担当 塩澄会員

■今後の「暮らしの無料相談会」の受付担当をお知らせします。よろしくお願ひします。

相談会開催日：毎月第 2 水曜日

相談会日	受付担当	相談会日	受付担当
令和 5 年 3 月 8 日 (水)	原・田端	令和 5 年 4 月 12 日 (水)	平木・野田
令和 5 年 5 月 10 日 (水)	島・藤島	令和 5 年 6 月 14 日 (水)	松枝・中村誠治
令和 5 年 7 月 12 日 (水)	森・宮地		

(敬称略)

■今後の公証業務相談の担当をお知らせします。よろしくお願ひします。

相談日	担当	相談日	担当
令和 5 年 3 月 15 日（水）	塩澄		

(敬称略)

■会員異動

入会者 顧 紅英 様（賛助会員） 令和 5 年 1 月 1 日付

退会者 柳 基憲 様（賛助会員） 令和 4 年 12 月 31 日付

■寄付のご報告

下記のとおり寄付金をいただきました。誠にありがとうございました。

令和 5 年 2 月 8 日 中村 圭一 理事 金 8,000 円

■講演内容が YouTube でご覧いただけます（期間限定）！

令和 4 年 11 月より全 3 回にわたり、久留米市総合福祉センターにおいて、「自分らしい明日のために～成年後見制度と終活～」というテーマで、久留米市、久留米市社会福祉協議会による講演が行われ、ワンネット理事として、行政書士中村圭一が講師をいたしました。

第 3 回目は、かなり寒い中でしたが、定員予定数を超えるみなさまにお越し頂くことができました。

毎回同様の内容で、「終活」、「認知症対策」としての、エンディングノート、遺言書、成年後見（法定後見、任意後見）、死後事務委任契約、家族信託などについて、幅広くお話をしました。

この講演を録画したものが、久留米市社会福祉協議会のホームページにおいて、令和 5 年 3 月 31 日までの限定ですが、YouTube（リンク先は以下のとおりです）でご覧頂けるようですので、興味がおありの方はぜひご覧ください。

(行政書士中村圭一)

https://youtu.be/BDbI_-__tfxw

久留米市成年後見制度講演会 自分らしい明日のために～成年後見制度と終活～

**次回「ワンネット通信」は令和 5 年 3 月 25 日（土）の発行を予定しています。
みなさまからのお気軽なご寄稿、ご意見・ご感想をお待ちしております。**